

身元保証<施設入所特化型>のご案内

お届けする 5 つの安心

- ✓ 各種手続代行、救急搬送時対応等、当会が家族代わり(キーパーソン)を務めます。
- ✓ ご依頼に応じて入所前住居の明け渡しや入通院、外出等のお手伝いも致します。
- ✓ 身元保証料金は、当会に財産管理を委任されると月額利用料金の概ね 1 ヶ月分。
- ✓ 生活保護受給者の方は、分割払いや減免等状況にあわせて対応致します。
- ✓ 極めて簡単な審査で 24 時間以内に引受可否を回答致します。

身元保証<施設入所特化型>の目的と内容

施設入所の際に求められる身元保証人は、連帯保証、各種手続、問題行動時・緊急時・救急搬送時等の対応、退所時や死亡時の身元引受まで非常に重い責任を伴うため、従来は近い親族に頼むものでした。

ところが昨今、身寄りがおられない方や、ご家族・親戚がおられても疎遠であったり入院・入所されていたりご結婚や転勤・海外赴任等で遠く離れてお住まいであったり、あるいは身内には身元保証を頼みづらい、頼みたくないといった方も増えています。

当会は、家族代わりとして身元保証人（キーパーソン）を務め、以下内容で身元保証の枠を越えた責任を果たします。

< 身元保証人（キーパーソン）として提供するサポート >

- ・あらゆる場面で、ご本人やご家族の意志決定を合理的に支援致します。
- ・連帯保証人として、施設費滞納等債務の履行責任を負います。
- ・入所時のあらゆる手続（医療・介護サービス等の契約も含む）の補助・代行を務めます。
- ・問題行動があった際には、ご本人と会話を重ね、ケアマネジャーや施設とも連携し、再発防止に努めます。
- ・緊急時や救急搬送時の対応を致します。（可能な限り速やかに行いますが、即時を謳うものではありません）
- ・入院中は、見舞や情報収集を通じてご家族や施設、ケアマネジャーに情報提供致します。
- ・入院が長引く等施設を退所せざるを得ない際には身元を引き受けると共に、部屋を明け渡します。
- ・死亡時には縁故者への連絡や葬儀社の手配を致します。

< 必要に応じてあるいはご依頼に応じて提供するサポート >

- ・転入届や印鑑登録、障害者手帳をお持ちの場合は住所書き換え等市区役所での手続の補助・代行を務めます。
- ・郵便局や金融機関、携帯キャリアといった民間事業者における住所変更手続の補助・代行を務めます。
- ・入所前住居の家財運搬・廃棄および明け渡しの補助・代行を務めます。
- ・入所前住居の電気/ガス/水道閉栓手続、電話回線の廃止手続等の補助・代行を務めます。
- ・日常の買物代行や外出、通院をお手伝い致します。

なお、身元保証料金は、入所される施設の月額利用料金をベースに適正な料金を設定致します。

また、各種手続代行や外出・入通院、施設からの対応要請時等には、身元保証料金とは別途規定した料金を申し受けます。

対象となる地域は大阪府内、近畿一部です。 * 対応困難な地域もありますので、お問い合わせ下さい。

○ 身元保証料金

サポート料金は月額施設利用料金*をベースに算出し、お申し込みから24時間以内に利用可否と共に提示致します。

*月額施設利用料金は賃料、管理・運営費、共益費、食費、介護保険負担額の合計で、オムツ等消耗品費を除く自己負担額です。

介護老人保健施設・ショートステイは、身元保証料金を一度お支払い頂くと、滞納が無いことを条件に繰り返しご利用頂けます。

料金は掛け捨て、預託金（無利息でお預かりし、退所時や定められた期間経過後に返金する金銭）ではありません。

なお、判断能力が不十分な方や生活保護受給者の方も対応致します。生活保護受給者の方は、地域包括支援センターやソーシャルワーカー、ケースワーカー、ケアマネジャー等を通じてご相談を頂ければ、身元保証料金の分割払いや減免等状況にあわせた対応を検討させていただきます。

- ・ご自分で財産管理をされる方・・・身元保証料金 = 入所施設における入所当初の月額利用料金 × 3ヶ月分
- ・当会に財産管理を委任される方・・・身元保証料金 = 入所施設における入所当初の月額利用料金 × 概ね1ヶ月分
- ・入所施設や後見人に財産管理を委任される方・・・身元保証料金 = 入所施設における入所当初の月額利用料金 × 概ね2ヶ月分
- ・介護老人保健施設を利用される方・・・身元保証料金 = 入所施設における入所当初の月額利用料金 × 概ね1ヶ月分
- ・ショートステイ（短期入所生活介護、短期入所療養介護）を利用される方・・・身元保証料金 = 一律 ¥11,000

○ 各種手続代行や外出・入通院、施設からの対応要請時等に提供するサポート

基本料金 2,640円/60分、以降5分毎 220円加算、救急搬送時やキーパーソン対応時は別途オプション料金を申し受けます。

- ・生活サポート・・・各種手続代行、買物や支払代行、施設からの要請等に対応致します。
- ・外出サポート・・・お見舞いやお墓参り、散歩、お食事や買物から旅行まで、通院以外のあらゆる外出のお手伝いを致します。
- ・通院サポート・・・通院準備、乗降介助等を含む往復付添、受付、院内介助、精算、薬受取等通院全般のお手伝いを致します。
- ・入院サポート・・・万が一の入院時に、入院準備や送迎・付添、手続代行、洗濯、買物代行まで入退院全般のお手伝いを致します。

ご利用方法

1. 以下をFAX、郵便もしくは電子メールでお送り下さい。

- ・当会に財産管理を委任される方および介護老人保健施設・ショートステイを利用される方・・・申込書、健康保険証のコピー
- ・上記以外・・・上記に加え、年金等定期的な所得あるいは一定残高を証する通帳の表紙裏面と直近3ヶ月分の記帳内容コピー

■お問い合わせ先、申込書類送付先 NPO法人ひとり暮らし高齢者の笑顔をつくる会 身元保証係
 郵送 〒556-0023 大阪府大阪市浪速区稲荷 1-5-39 ターミナルサイド太田 702号
 電話 06-6585-7131 FAX 06-6585-7818 電子メール info@npo1182.com

2. 24時間以内（土日祝除く）に利用可否ならびに身元保証サポート料金をご連絡します。ご利用可能な方は、

- ① 身元保証料金を下記口座にお振り込み下さい。
三井住友銀行 大阪本店営業部 普通 8102842 NPO法人ひとり暮らし高齢者の笑顔をつくる会 理事長 野崎ジョン全也
(エヌピーオーハウジングヒトリグラシコウレイシヤノエガオオツクルカイ リジチョウ ノザキジョンマサヤ)
- ② 入所申込書（身元引受人・連帯保証人等記載欄があるもの）に署名捺印し、返信用封筒を同封のうえ郵送下さい。
- ③ 入金確認後、入所申込書の身元引受人・連帯保証人記載欄に当会の署名捺印をして返送致します。

理事長よりひとこと

当会が施設入所時の身元保証をお引き受けするにあたって一番大事にしているのは、ただ身元保証人として名前をお貸しするのではなく、慣れない施設での生活が少しでも楽しく健やかなものになるよう、当会のビジョンである「まるで、あなたの本当の家族のように。」ご本人の意志決定を合理的かつ積極的に支援することです。身寄りがおられない方や、ご家族・親戚がおられても疎遠であったり入院・入所されていたりご結婚や転勤・海外赴任等で遠く離れてお住まいであったり、あるいは身内には身元保証を頼みづらい、頼みたくないといった方も安心して当会にお任せ下さい。

なお、ネットを検索すると、数多くの団体が身元保証を引き受けており、その殆どが施設入所のみならず一般住宅への引越や入院等も全てひっくるめた一生涯の身元保証を謳っています。料金は、金銭預託に加えて入会金や月々の会費、事務手数料をセットにして数十～数百万円と幅があるようです。葬儀や遺品整理といったオプションを選択できる団体も散見されます。選択肢が多いと言うことは、決定に至るプロセスを煩雑にさせる反面、やはり消費者にとっては好ましいことと思えます。当会はシンプルに、施設ごと、入所ごとの身元保証をお請けしています。

料金は、入所施設の月額利用料金3ヶ月分（当会に財産管理を委任される場合は入所施設の月額利用料金の概ね1ヶ月分）という掛け捨ての価格を設定しています。また、介護老人保健施設やショートステイについては繰り返し利用される特性を考慮し、施設への滞納が無いことを条件に、1回のご契約で何度でもご利用頂けるように設定しています。ありそうで無かった唯一無二の身元保証であると自負しています。

確かに特別養護老人ホームでは入院が3ヶ月を超えると一旦退所となりますし、一部のサービス付き高齢者住宅等では要介護状態や病気の悪化、問題行動等で退所を余儀なくされる場合もありますが、「施設を転々とするつもりは無いから一生涯の保証は不要」「1回2回の身元保証で高額な料金は払えない」とお考えの方や、あるいは「施設に金銭管理を依頼するのに連帯保証がなぜ必要なのか」とお考えの方は、ひとつの選択肢として当会の身元保証<施設入所特化型>をご検討下さい。

2019年3月1日

野崎ジョン全也